

第5条（サービス利用料の返還）

採用決定者が甲に入社後、自己都合により次に設定された期間内に退社した場合、乙は甲に次の通り紹介手数料を採用決定者の退職日より25日以内に返還するものとする。

- ・入社後1ヶ月未満の場合、紹介手数料の80%を返還
 - ・入社後1ヶ月以上3ヶ月未満の場合、紹介手数料の30%を返還
-

但し、甲の都合により短期退職をすることとなった場合、又採用決定者の死亡・病気など不測の事態による場合、甲の採用決定者に対する処遇及びその他の労働条件が採用決定時の労働契約内容と著しく異なることに起因する場合はこの限りではない。